

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
大和ハウス工業 株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	令和4年1月26日 ～令和4年4月25日(3ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	大和ハウス工業 株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法同条第3項の規定に基づく22日間の営業停止処分を受けたため。
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	令和4年6月18日 ～令和4年8月17日(2ヵ月)	別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社銭高組の元支店長は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。